

宮古島市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

平成17年10月 1 日

告示第36号

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を同法第34条の8第2項の規定により市長に届け出て行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助金の対象)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、「放課後児童健全育成事業の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁育成局長通知。以下「局長通知」という。）及び宮古島市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成28年宮古島市告示第2号。以下「実施要綱」という。）に基づき行う事業とする。

(補助金の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、合計額に生じた100円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、事業実施月数を12で除した月数に算定された基準額を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする児童クラブ（以下「補助事業者」という。）は、宮古島市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、毎年5月末日までに、市長に提出しなければならない。なお、第9号から第14号までに掲げる書類は、必要に応じて添付するものとする。

(1) 所要額調書（様式第2号）

- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 運営規程、定款等
- (5) 保護者説明会資料及び入会のしおり
- (6) 傷害保険証及び賠償責任保険証の写し
- (7) 雇用契約書の写し
- (8) 人件費支出予定額一覧
- (9) 平成25年度給与台帳の写し（支援員等処遇改善加算添付資料）
- (10) 平成28年度給与台帳の写し（支援員キャリアアップ処遇改善加算添付資料）
- (11) 公有財産使用許可書及び施設使用承諾書
- (12) 不動産使用料等の支払調書（前年度分の写し）
- (13) 賃貸借契約書の写し（車両・地代家賃・委託料等）
- (14) その他市長が必要と認める書類等

2 申請内容に変更があった場合は、宮古島市放課後児童健全育成事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更内容に応じて前項に掲げる添付書類を添付し、市長に提出しなければならない。

3 障害児受入加算補助を受けようとする補助事業者は、次のいずれかの書類を提出しなければならない。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は特別児童扶養手当証書の写し
- (2) 医師の意見書（写し）
- (3) 特別な配慮を要する児童の申立書（様式第4号）
（補助の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、事前に市長の承認を受け、指示に従わなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に市長の承認を受けなければ

ならない。

(3) 事業により取得した機械及び器具で50万円以上のものについては、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 対象経費は、国が示す運営費の内容を参酌し、補助の目的を十分に考慮した上で支出することとし、むやみに保護者の負担を求めてはならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、第4条の申請を受け適正と認めるときには、宮古島市放課後児童健全育成事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知する。

2 市長は、第4条第2項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、補助金交付額の変更を決定し、宮古島市放課後児童健全育成事業補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知する。

(調査及び調査に基づく権限)

第7条 市長は、実施要綱第17条に基づき、補助事業者に対し資料の提供を求め、又は事業内容を調査若しくは事業所へ立ち入り、帳簿、その他物件を検査し、基準に適合しないと認められる場合は、当該基準に適合するために必要な措置を採るよう命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に従わないときは、補助金を交付しない決定をし、補助金不交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 児童クラブの実績報告は、宮古島市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類等を添えて、事業年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。なお、第9号及び第10号に掲げる書類については必要に応じ添付するものとする。

(1) 所要額調書（様式第2号）

(2) 事業実績報告書

- (3) 収支決算書
- (4) 勘定元帳
- (5) 収支状況一覧表
- (6) 保育料等請求一覧
- (7) 保育料収納状況一覧
- (8) 給与明細一覧
- (9) 障害児対応支援員研修を受講したことを証するもの
- (10) 学校や地域との連携を行っている事を証明できる資料
- (11) 預金通帳の写し
- (12) 領収証の写し
- (13) その他市長が必要と認める書類
(補助金の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときはこれを審査し、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、宮古島市放課後児童健全育成事業補助金額確定通知書(様式第9号)を交付する。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者は、宮古島市放課後児童健全育成事業補助金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の交付決定後、宮古島市放課後児童健全育成事業補助金概算払請求書(様式第11号)により、概算払請求ができるものとする。

(月次事業実施報告)

第11条 児童クラブは、毎月の事業実施状況を翌月10日までに次に掲げる書類をもって、市長に報告しなければならない。ただし、3月分については3月31日までに報告することとする。

- (1) 児童クラブ月次報告書
- (2) 月別児童出席簿
- (3) 児童出席簿(加配対象児童)
- (4) 職員の勤怠状況月報

(5) 支援員等の勤務シフト実績表

(児童クラブの経理等)

第12条 補助金の交付決定を受けた児童クラブは、実施要綱第6条に定める帳簿等を備え、他の事業等の経理と区分して、補助事業に係る収入額及び支出額等の収支を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 前項に定める帳簿等は、事業完了後5年間保管しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた児童クラブが、この告示等に違反し、又は市長の指示に従わないときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の全部又は一部を補助金返還命令書(様式第12号)により返還を命ずることができる。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の平良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(平成9年平良市告示第103号)又は城辺町児童健全育成事業補助金交付要綱(平成11年城辺町告示第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第3条関係)

事業区分	基準額	対象経費
放課後児童健全育成	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員(常勤職員に	局長通知別添 1の放課後児童健全育成事業の実施に必

<p>成事業（特定）</p>	<p>限る。)を2名以上配置した場合</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1~19人の支援の単位 $4,313,000円 - (19人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 29,000円$</p> <p>(イ) 構成する児童の数が20~35人の支援の単位 $6,552,000円 - (36人 - 支援の単位を構成する児童の数) \times 26,000円$</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が36~45人の支援の単位 $6,552,000円$</p> <p>(エ) 構成する児童の数が46~70人の支援の単位 $6,552,000円 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) \times 75,000円$</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 $4,601,000円$</p> <p>イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額) $(年間開所日数 - 250日) \times 26,000円$ (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 $(上記要件に該当する開所日数) \times 26,000円$</p> <p>エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合) 「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平</p>	<p>要な経費(飲食物費を除く。)</p>
----------------	---	-----------------------

均時間数×671,000円

(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×302,000円

(2) 年間開所日数200日～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)

ア 基本額(1支援の単位当たり年額)

(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位
4,522,000円

(イ) 構成する児童の数が1人～19人の支援の単位
3,102,000円

イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

(上記要件に該当する開所日数)×26,000円

ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)

平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×671,000円

②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合

(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所

ア 基本額(1支援の単位当たり年額)

(ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位
2,629,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)
×29,000円

(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位
4,868,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)
×26,000円

(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位
4,868,000円

(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位
4,868,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)
×75,000円

(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位
2,917,000円

イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)
(年間開所日数－250日)×20,000円

(1日8時間以上開所する場合)

ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合

(上記要件に該当する開所日数)×20,000円

エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)

(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)

「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×421,000円

(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)

「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×190,000円

(2) 年間開所日数200日～249日の放課後児童健全育成事業所(特例分)

<p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p> <p>（ア） 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 3,185,000円</p> <p>（イ） 構成する児童の数が1人～19人の支援の単位 1,766,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p>（上記要件に該当する開所日数）×20,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×421,000円</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	
<p>2 放課後子ども環境整備事業（1事業所当たり年額）</p> <p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分））を含まない場合 12,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含む場合 12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 開所準備経費を含まない場合 1,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含む場合 1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p> <p>※ 開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。</p>	<p>局長通知別添 2の放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費</p>

	<p>3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 障害児受入推進事業 2,059,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 3,374,000円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業</p> <p>ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 1,073,000円</p> <p>イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 536,000円</p> <p>※ (2)のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>局長通知別添3、4及び5の放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費</p>
<p>放課後児童健全育成事業（一般分）</p>	<p>1 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）</p> <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,678,000円</p> <p>(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,158,000円</p> <p>※ 一の支援単位が、同時に(1)及び(2)の両事業の対象となることはできない。</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたとき</p>	<p>局長通知別添6の放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手</p>

	<p>は、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	<p>当)共済費(社会保険料)、賃金、委託料及び補助金)</p>
	<p>2 障害児受入強化推進事業(1支援の単位当たり年額)</p> <p>(1) 障害児を3人以上受け入れる場合 2,059,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	<p>局長通知別添7の障害児受入強化推進事業の実施に必要な経費</p>
	<p>3 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1支援の単位当たり年額 643,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	<p>局長通知別添8の小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費</p>
	<p>4 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業</p> <p>遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1支援の単位当たり年額 1,500,000円</p> <p>※ 事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。</p>	<p>局長通知別添10の放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費</p>
放課後児	<p>1 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>1支援の単位当たり年額(1)～(3)の合計額</p>	<p>局長通知別添12の放課後児</p>

<p>児童健全育成事業（その他）</p>	<p>(1) 放課後児童支援員を配置 対象職員 1 人当たり 131,000円</p> <p>(2) 概ね経験年数 5 年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者を配置 対象職員 1 人当たり 263,000円</p> <p>(3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置 対象職員 1 人当たり 394,000円</p> <p>※ 1 支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。</p> <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費（給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金、委託料及び補助金）</p>
	<p>2 放課後児童支援員等処遇改善事業 （月額9,000円相当賃金改善）</p> <p>支援の単位ごとに次により算出された額の合計額 11,000円×賃金改善対象者（※）×事業実施月数</p> <p>※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。</p> <p>ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。</p> <p>なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する</p>	<p>局長通知別添13の放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の実施に必要な経費</p>

	法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。	
放課 後児 童健 全育 成事 業 （特 例措 置 分）	<p>1 ICT化推進事業（令和5年度補正予算分）</p> <p>(1)業務のICT化を行うためのシステムの導入</p> <p>(2)研修のオンライン化</p> <p>(1)、(2)の合計 1支援の単位当たり 500,000円</p> <p>※ 連絡帳の電子化や、オンライン会議やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備に係る経費及び、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入等に係る経費に限る。</p> <p>(3)通訳や翻訳のための機器の導入</p> <p>1支援の単位当たり 150,000円</p> <p>※ 外国人の子育て家庭が事業を円滑に利用できるよう、多言語音声翻訳システム等の導入に係る経費に限る。</p>	ICT化推進事業（令和5年度補正予算分）の実施に必要な経費